MileagePlusセゾンカード

海外旅行傷害保険のご案内（補償規定）

海外旅行傷害保険のあらまし
（利用付帯）

海外旅行傷害保険 適用条件

カードに付帯する海外旅行傷害保険における「旅行期間」とは、海外旅行を目的に日本国内のご住居を出発された時からご住居にお戻りになるまでの間で、かつ、日本を出国する前日の午前０時から日本に入国した翌日の午後12時（24時）までの間とし、日本を出国した日から90日後の午後12時（24時）までを限度とします。
日本出国前に、補償対象となる本会員が、この旅行で自身が乗客として利用する航空機などの「公共交通乗用具」※1の料金や、参加する「募集型企画旅行」※2の料金をこのカードでお支払いになった場合、それ以降の旅行期間で保険が適用されます。
また、日本国内で前述のカード決済がなくても、日本出国後、補償対象となる本会員が、この旅行で自身が乗客として利用する航空機などの「公共交通乗用具」※1（それに準ずる海外の公共交通機関を含む）の料金をこのカードでお支払いになった場合、その料金を初めて決済した時から上記旅行期間終了までの間保険が適用されます。

※1　この保険における公共交通乗用具とは、航空法、鉄道事業法、海上運送法、道路運送法等に基づき、それぞれの事業を行う機関によって運行される航空機、電車、船舶、バス、タクシー等をいいます。以下のものは公共交通乗用具のチケット料金となりません。
プリペイドカード・回数券・定期券購入費、空港使用料、航空券の発券手数料、航空券の消費税、ラウンジ利用料 など

※2　募集型企画旅行とは、あらかじめ旅行の日程・交通手段・宿泊施設・旅行代金が旅行会社により決められており、参加者を募集する形態の旅行（平成16年12月16日国土交通省告示第1593号の標準旅行業約款に規定するもの）をいい、会社の慰安旅行や業務出張等あらかじめ参加者が決定している旅行は募集型企画旅行とはなりません。

保険適用の対象となるカード決済例	保険適用の対象外となるカード決済例
○ ■ パッケージツアー ■ 航空券 ＊ ■ 新幹線 ＊ ■ リムジンバス ＊	× ■ レンタカー ■ ホテル宿泊代 ■ 回数券購入費 ■ 空港使用料

＊印があるものは、出国後の決済でもお支払時点から保険が適用されます。

保険金額（支払限度額）

担保内容		本会員
傷害	死亡・後遺障害	3,000万円
	治療費用	300万円
疾病治療費用		300万円
賠償責任(自己負担額1,000円)		2,000万円
携行品損害※		30万円
救援者費用		300万円

※　携行品損害は、自己負担額3,000円、1品あたり10万円が限度となります。

傷害死亡・後遺障害

こんなときに補償されます

被保険者（保険の対象となる方）が、責任期間中に偶然な事故によりケガをして事故の日から180日以内に死亡されたとき、または後遺障害が生じたとき。

お支払いする保険金

死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。

後遺障害が生じた場合、後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の3%から100%をお支払いします。

（注）死亡保険金と後遺障害保険金は重複してお支払いしますが、支払保険金の総額は死亡・後遺傷害保険金額をもって限度とします。

傷害治療費用

こんなときに補償されます

被保険者が、責任期間中に偶然な事故によりケガで医師の治療を受けられたとき。

お支払いする保険金

保険金額の範囲内で、事故の日から180日以内に治療のために現実に支出した次の費用をお支払いします。

① 医師による治療費、手術費、入院費
② 緊急移送費、入院または通院のための交通費、通訳雇入費、医師・職業看護師の付添費
③ 義手、義足の修理費
④ 治療により必要となった旅行行程に復帰するためのまたは直接帰国するための交通費および宿泊費
⑤ 入院のために必要となった国際電話料等通信費、身の回り品購入費用（5万円限度）等　（1事故につき20万円限度）

（注）社会保険等公的制度により被保険者が診療機関に直接支払うことが必要とされない部分は、お支払いの対象となりません。

疾病治療費用

こんなときに補償されます

① 責任期間中または責任期間終了後72時間以内に発病し、かつ医師の治療を開始されたとき。ただし、責任期間中に原因が発生したものに限ります。
② 責任期間中に感染した特定の伝染病（コレラ、ペスト、天然痘、発疹チフス、ラッサ熱、マラリア、回帰熱、黄熱、重症急性呼吸器症候群(SARS)、エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、マールブルグ病、コクシジオイデス症、デング熱、顎口虫、ウエストナイル熱、リッサウイルス感染症、腎症候性出血熱、ハンタウイルス肺症候群、高病原性鳥インフルエンザ、ニパウイルス感染症、赤痢、ダニ媒介性脳炎、腸チフス、リフトバレー熱、レプトスピラ症）のために責任期間終了後30日以内に医師の治療を開始されたとき。

お支払いする保険金

保険金額の範囲内で、医師の治療開始日から180日以内に治療のために現実に支出した次の費用をお支払いします。

① 医師による治療費、手術費、入院費
② 緊急移送費、入院または通院のための交通費、通訳雇入費、医師・職業看護師の付添費
③ 治療により必要となった旅行行程に復帰するためのまたは直接帰国するための交通費および宿泊費
④ 入院のために必要となった国際電話料等通信費、身の回り品購入費用（5万円限度）等　（1事故につき20万円限度）

（注）社会保険等公的制度により被保険者が診療機関に直接支払うことが必要とされない部分は、お支払いの対象となりません。

賠償責任

こんなときに補償されます

被保険者が、責任期間中に偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人の物を壊したりして法律上の損害賠償責任を負ったとき。

お支払いする保険金

保険金額の範囲内で、損害賠償金および費用（訴訟費用等）の合計金額をお支払いします。

（注）損害賠償金額および費用の合計金額の決定については、事前に保険会社の承認が必要です。
（注）1事故につき損害額のうち1,000円をご自身で負担していただきます。
（注）示談交渉サービスはありません。

携行品損害

こんなときに補償されます

被保険者所有の携行品（現金、小切手、クレジットカード、定期券、コンタクトレンズ、各種書類および別送品等を除く）が責任期間中に火災や盗難等の偶然な事故により損害を受けたとき。

お支払いする保険金

1つ（1組または1対）あたり10万円（航空券・乗車券等の損害については5万円）を限度として自己負担額3,000円を

控除した額をお支払いします。ただし、パスポート損害については再発給費用、渡航書の取得費用を5万円を限度として損害額とします。

（注）お支払いする保険金の総額は、30万円を保険期間中の限度とします。

（注）修理費および再調達に要する費用については、その被害にあった財物の時価額を超えない範囲でお支払いします。

救援者費用等

こんなときに補償されます

被保険者が責任期間中に

① 事故により遭難（行方不明を含む）されたとき。
② 事故によるケガが原因で180日以内に死亡もしくは7日以上継続して入院されたとき。
③ 病気により死亡されたとき。
④ 病気にかかり旅行終了日から30日以内に死亡もしくは7日以上継続して入院されたとき。

お支払いする保険金

保険金額の範囲内で、次の費用をお支払いします。

① 捜索救助費用
② 現地との航空運賃等交通費（救援者3名まで）
③ 現地および現地までのホテル客室料（救援者3名かつ1名については14日分まで）
④ 現地からの移送費用
⑤ 遺体処理費用（100万円限度）
⑥ 救援者の渡航費用および現地での諸雑費（20万円限度）

（注）救援者とは捜索、看護、事故処理を行うために現地へ赴く被保険者の親族およびその代理人をいいます。

保険金をお支払いできない主な場合

傷害死亡・後遺障害、傷害治療費用

●故意、重過失●けんか、自殺、犯罪●無資格運転、酒気帯び運転●脳疾患、疾病、心神喪失●妊娠、出産、早産または流産●医学的他覚所見のないむちうち症、腰痛等●スカイダイビング等の危険な運動中の事故●戦争、侵略行為、反乱等　など

疾病治療費用、救援者費用

●故意、重過失●けんか、自殺、犯罪●医学的他覚所見のないむちうち症、腰痛等●妊娠、出産、早産または流産に起因する疾病●歯科疾病●既往症　など

（注）救援者費用については、自殺、妊娠、出産、早産、流産で被保険者(保険の対象となる方)が死亡したときはお支払いの対象となります。

賠償責任

●故意●職務遂行に直接起因する事故●親族に対する事故●受託物に対する事故●自動車等の所有、使用または管理に起因する事故●心神喪失に起因する事故　など

携行品損害

●故意、重過失●携行品の瑕疵または自然消耗●携行品の置き忘れまたは紛失●旅行中に借りた物、預かった物の事故●現金、小切手、クレジットカード等の損害●山岳登はん等の危険な運動中の当該運動のための用具●偶然な外来の事故に直接起因しない電気的・機械的事故　など

その他ご注意事項

- ご入会日の翌日以降出発のご旅行より対象となりますので、それ以前に出発しその旅行中に発生した事故に対して保険金は支払われません。
- 他のクレジットカード付帯の保険契約から傷害死亡・後遺障害保険金が支払われる場合、これらのカードの最も高い保険金額を限度に按分して、保険金をお支払いします。
- 保険金受取人はカード会員ご本人（死亡の場合は法定相続人）となります。
- ご出発前のご連絡は必要ありません。
- 事故の発生した日から30日以内に事故発生の状況および事故の程度を損保ジャパンへご連絡ください。

保険金請求書類

保険金請求書類 ＼ 保険金種類		クレジットカード売上票等	e・ticketの控え	※保険金請求書	現地でしか手配できない書類							※損害品明細書	損害額を証明する書類	除籍謄本	委任状・戸籍謄本	※後遺障害診断書
					医師の診断書	治療費の明細書および領収書	死亡診断書または死体検案書(死亡地のもの)	事故証明書	支出を証明する書類	示談金領収書 示談書	損害額(修理費等)を証明する書類					
治療費用保険金(傷害・疾病)		★	★	★	★	★		☆								
携行品損害保険金		★	★	★				★				★	★			
死亡保険金(傷害)		★	★	★			★	★						★	☆	
後遺障害保険金		★	★	★				★								★
救援者費用等保険金		★	★	★				☆	★							
賠償責任保険金	対人	★	★	★	★	★		☆		★						
	対物	★	★	★				☆		★	★					

（注）★印は原則として必要な書類、☆印は場合によって必要となる書類、※印は保険会社所定用紙
その他書類をご用意いただく場合があります。

事故の通知について

事故の通知については下記までご連絡ください。連絡がとれましたら、MileagePlusセゾンカード会員であること、会員番号、出国日、日本の住所と電話番号、海外での連絡先をお伝えください。

■日本国内からのご連絡先

損保ジャパン事故受付デスク（24時間受付／年中無休）

０１２０－１３０－２４２　または　０１８－８８８－９２９９

■海外からのご連絡先は、別紙「海外旅行傷害保険のあらまし　海外からのご連絡先」をご参照ください。
（https://www.saisoncard.co.jp/pdf/futai_hoken/overseas.pdf）

【海外からのご連絡先】

海外旅行傷害保険　各種サービスのご案内

（注）本会員の方のみご利用いただけるサービスです。

＜ケガ・病気の場合＞…海外メディカルヘルプライン（別紙「海外からのご連絡先」ご参照）

海外で万一事故にあわれた場合、引受幹事保険会社が提携する海外メディカルヘルプラインの各種サービスをご利用いただけます。

（注）下記サービスにかかる手配については無料、治療費・移送費など実際にかかった費用については保険内容の範囲内で、傷害・疾病治療費用または救援者費用の各保険金で支払われます。ただし、保険金額を超過した場合等、一部負担していただくことがございます。

■サービスの内容

① キャッシュレス治療サービス
キャッシュレス提携病院をご利用いただく場合、病院への支払保証の連絡をいたします。すでに病院等に収容されている場合、病院側へキャッシュレス治療提供の交渉をいたします。

② 病院・医師の紹介・予約サービス
治療や入院が必要な場合、直ちに豊富なデータベースの中から最寄の適切な病院・医院を選定し、予約手配および必要に応じて交通手段の手配をいたします。

③ 治療経過管理サービス
適切な治療がされているか、その後の治療状況をチェック、必要な場合は転院の手配をいたします。

④ 緊急移送手配サービス
現地に適切な医療施設がない場合、必要な治療が可能な最寄の医療施設まで完全看護による緊急移送の手配を依頼することができます。移送については医療設備付の専用航空機、ヘリコプター、定期航空機、列車または救急車などを利用します。

⑤ 帰国手配サービス
現地での症状が安定し、自宅付近の医療施設に移ったほうが良いと医師により判断される場合、帰国手配を依頼することができます。必要に応じ、帰国途上の医療看護を手配することができます。

⑥ 遺体送還サービス
万一死亡された場合、遺体をカード会社に現住所として登録した住所へ送還する手配を依頼することができます。

■サービスのご利用方法

① 滞在する地域を担当する損保ジャパン海外メディカルヘルプラインへ無料電話またはコレクトコールにてご連絡ください。

② 損保ジャパン海外メディカルヘルプラインと連絡がとれましたら次の事項をお伝えいただきます。お手元にご用意ください。
セゾンカード会員であること、カードの種類、会員番号、出国日、日本の住所と電話番号、海外での連絡先、保険の適用条件を満たすカード決済について（決済日、決済内容、決済金額）

■キャッシュレス治療サービスのご利用方法

海外メディカルヘルプラインへご連絡ください。➡ 症状に応じて最寄の最適な医療機関をご案内・手配いたします。➡ 医師の治療をお受けください。治療費は保険金額の範囲内で引受幹事保険会社から医療機関に直接お支払いいたします。

- カードのコピーとパスポートのコピー（番号・氏名記載ページ、日本の出入国スタンプ押印ページ）を別途ご郵送いただく場合がございます。

《ご注意》キャッシュレス治療のお取扱いができない場合

次の場合にはキャッシュレス治療のお取扱いができませんので、お立替いただいたうえ帰国後にご請求ください。
ご請求に必要な書類等につきましては、p.4をご参照ください。

- 海外メディカルヘルプラインにご連絡されなかった場合。
- 保険の対象となるかどうかが諸般の事情により確認できない段階である場合。
- 医師による治療の後の処方箋による薬代。
- 各国の状況や個別の病院、医師の事情によりキャッシュレスの取扱いが受け入れられない場合。
- 各国の政治情勢、医療設備の整っていない地域、事故受付時間帯、事故場所、電話事情等によっては、サービスが提供できない、または、時間がかかる場合があります。
- キャッシュレス治療の後で保険の対象とならないことが判明した場合は、後日、海外メディカルヘルプラインもしくは病院から直接お客様へ治療費をご請求いたします。

（注）セゾンカードをご持参されていない場合お取扱いできない場合がございます。
（注）保険金額を超える部分、または、保険金のお支払いの対象とならない場合（歯科疾病、妊娠、出産などに起因する疾病など）については、お客様のご負担となりキャッシュレスのお取扱いもできませんのでご了承ください。

＜ケガ・病気以外のトラブルの場合＞…海外ホットライン（別紙「海外からのご連絡先」ご参照）

■サービスの内容

携行品の盗難や賠償事故など、ケガ・病気以外の事故相談、保険金請求書類のご案内・受付、保険の対象になるかどうかのご相談などにお応えいたします。

① 保険事故相談
カメラなど携行品を盗まれたときなど、盗難事故の警察への届け出のアドバイス、必要書類のご案内をいたします。

② 賠償責任事故
賠償事故の加害者となった場合、先方との示談交渉に関するアドバイスや、必要書類のご案内をいたします。

③ 契約内容の確認
保険金額がいくらついているのかなど契約内容がわからないという場合、契約内容の確認の取次ぎをいたします。

④ 保険金請求方法のご案内
保険金請求に関する様々なご相談、必要書類のご案内をいたします。

上記内容は概要を説明したものであり、実際の保険金お支払いの可否は、引受保険会社の損害保険ジャパン株式会社の所定の普通保険約款および特約等に基づきます。

■引受保険会社
損害保険ジャパン株式会社

個人情報の取扱い
保険金をご請求いただく際には、引受保険会社に個人情報を提供いただくことになります。

※本紙掲載の情報は2026年08月現在のものです。変更になる場合もございますので、あらかじめご了承ください。